

新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休校による子どもの居場所の確保のための小学校の施設利用について

- 1 児童受け入れ期間 令和2年4月13日（月）～4月21日（火）（原則）
- 2 受け入れ対象児童
各小学校に在籍する新2・3年生で、学校休校期間中に自宅で1人で過ごす状況になる児童で、下の①～③の条件をすべて満たしている児童とする。
 - ① 両親共働き等で両親が自宅にいない児童
 - ② 小学校4年生以上の兄弟もおらず、自宅に1人で過ごす状況の児童
 - ③ 現在、学童クラブ等の預かり施設を利用していない児童※ 但し、新4学年以上の児童であっても特別の支援を要する児童等の受け入れについては学校の裁量による。(学校の規模や状況に応じて判断する)
- 3 児童受け入れ時間 8：15～15：00（昼食時間も学校で過ごさせる）
- 4 児童受け入れ場所 各小学校施設
- 5 申込み方法
別紙の「学校休校期間中の小学校での施設利用の申込書」を学校ホームページからダウンロードするか、学校から直接もらうかして、必要事項を記入の上、小学校へ提出させてください。
- 6 児童受け入れに際しての注意
 - ① 感染予防の観点から… できる限りマスク着用させる。
 - ② 拡大防止の観点から… 手洗いの徹底、換気の良い場所、活動場所の分散教室等の活動施設に、多くても15人とどめる。
- 7 その他
 - ① 持ち物 …自習用具（課題等）、弁当水筒
 - ② 学校職員(全職員協力)の他、全支援者を最大限活用してください。
 - ・受け入れ場所での職員配置は、各学校でスケジュールを組むなど計画的に行ってください。
 - ③ 家庭等への周知方法
休校期間中の児童受け入れについては名護市ホームページに掲載します。各学校においても学校ホームページや学校メーリングサービスにて周知を図る他、電話をするなど漏れの無いように工夫してください。
 - ④ 家庭と学校の確認事項等
 - ・受け入れ手続き等については各学校で御検討お願いします。
 - ・家庭の事情で、上記の時間帯に遅れたり、時間変更がある場合には朝9時までに学校へ連絡するように伝える。
 - ・手続き完了した児童で、登校時間に児童がいない場合、朝9時までに保護者に電話確認をする。
 - ⑤ 風邪症状等がある児童は、自宅待機させる。（登校前の検温で健康状態を把握の上、登校させる）
 - ⑥ 学校の規模や状況、受け入れる児童数等、各学校の実態に応じて対応してください。
 - ⑦ 登下校は、保護者の責任のもと登下校させるようにさせて下さい。

学校臨時休校期間中4月13日(月)～21日(火)の
小学校での施設利用の申込書

学校名	小学校
児童氏名	(年 組)
保護者氏名	
連絡先 (確実に連絡できる番号)	
登校方法	① 保護者と一緒に登校 ② 1人で登校 ③ その他 ()
下校方法	① 保護者がお迎え ② 1人で下校 ③ その他 ()
その他 家庭から学校への 連絡事項	